

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象者 老齢基礎年金を受給している方（以下の要件をすべて満たしている必要があります。）

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が町民税非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

障害基礎年金

- ・遺族基礎年金を受給している方
- ・前年の所得額が約472万円以下である

手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象となる方には、日本年金機構より9月初旬ごろから、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し、提出してください。令和5年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和4年10月分から遡って受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求の手続きと併せて年金事務所または町で請求手続きをしてください。

給付金専用ダイヤル

☎0570-05-4092

11月30日(いいみらい)は「年金の日」

ご自身の年金記録や年金額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金額の試算をすることもできます。

「ねんきんネット」の詳しいご利用方法については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004



「本人通知制度」に登録しましょう

町では、住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付したとき、交付したことを本人に通知する「本人通知制度」（事前登録が必要です。）を行っています。これによって不正取得などに対して早期に事実関係を究明するきっかけになります。また、制度が周知されることで委任状偽造や不要な身元調査等の未然防止にもつながります。

対象 ・越生町の住民基本台帳に登録されている方（除かれた方も含む）
・越生町の戸籍に記載されている方（除かれた方も含む）

手続き 本人、法定代理人、または同一世帯員による登録申請

※委任状で任意代理人が申請することもできます

必要なもの 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

※法定代理人の場合は、その資格を証明する書類、同一世帯員の場合は、同一世帯であることを証明する書類（町に戸籍・住民登録がある方は省略可）

※任意代理人の場合は委任状

通知対象の証明書

- ・住民票（除票を含む）の写し（本籍が記載されたものに限る）
- ・住民票記載事項証明書（本籍が記載されたものに限る）
- ・戸籍附票（除附票を含む）の写し
- ・戸籍（除籍を含む）謄抄本
- ・戸籍記載事項証明書

内容 ・証明書の交付日
・交付した証明書の種類と交付枚数
・交付請求者の種別（代理人・第三者等）

※本人または同一世帯員からの住民票の写し（住民票記載事項証明書）の請求の場合や本人または同じ戸籍に記載されている方、直系の尊属卑属からの戸籍証明の請求の場合は通知しません。

※裁判や紛争処理に関わる特定事務受任者へ交付した場合や国または地方公共団体へ交付した場合は通知しません。

町民課 住民担当

☎内線124・125

マイナンバーカードの申請はお済みですか？

申請サポートをしています

役場1階町民課窓口、9月までは、梅園コミュニティ館でもサポートをしています。

役場1階 町民課窓口

- ・受付時間 平日 午前8時30分～11時30分、午後1時～5時
- 土曜日 午前8時30分～11時30分

梅園コミュニティ館

- ・受付期間 令和4年9月末まで
- ・受付時間 平日 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

申請に必要なもの

- ・本人確認書類（AまたはB）
 - A：運転免許証、パスポート、在留カード等のうち1点
 - B：健康保険証、年金手帳、医療費受給者証、学生証等のうち2点
- ※写真撮影のため、申請者ご本人が来庁してください。



スマホから申請できます

マイナンバーカードをまだお持ちでない方に、7月下旬から9月上旬にかけて、オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」から順次送付されています。スマートフォン等で申請書のQRコードを読み取ることで、簡単に申請ができます。

※すでに送付されている交付申請書でも申請できます。令和4年1月1日以降に出生した方など送付されない場合もあります。申請書がお手元にはない場合は、役場1階町民課で発行、申請サポートできます。

携帯ショップで申請サポートしています

令和5年3月下旬まで全国のドコモショップ、auショップ、UQスポット、ソフトバンクショップ、ワイモバイルショップで申請サポートをしています。手ぶらで申請できますが、QRコード付き申請書をお持ちになると、より申請がスムーズになります。

- ・土日祝日含む、店舗営業時間内はいつでも受付可能です。
- ・携帯電話契約の有無を問わず、誰でも受付可能です。

※スマホからでも携帯ショップからでも、マイナンバーカードの受け取りは役場1階町民課窓口です。

マイナポイント第2弾は、令和4年9月末までにマイナンバーカードの申請をした方が対象です。申請は、お早めに。
※マイナポイントの申込期限は令和5年2月末です。



町民課住民担当 ☎内線124・125